

国家戦略特別区域法第8条第3項及び第4項に基づく公表及び申出について

平成 27 年 9 月 8 日

愛知県国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、愛知県国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

農業分野

(1) 農業生産法人に係る農地法の特例（農業法人経営多角化等促進事業）

- ・株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）
- ・有限会社デイリーファーム（愛知県常滑市）

(2) 農家レストラン設置に係る特例（地域農畜産物利用促進事業）

- ・株式会社ブルーチップファーム（愛知県常滑市）
- ・有限会社デイリーファーム（愛知県常滑市）

医療分野

(1) 保険外併用療養に関する特例

- ・名古屋大学医学部附属病院（名古屋市昭和区）
- ・独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター（名古屋市中区）

II. 法第 8 条第 4 項の規定に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

1. 申出をすることができる事業者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・愛知県国家戦略特別区域内において、上記の I. に掲げる特定事業を実施しようとする者であって、当該特定事業の熟度が高く、区域計画認定後速やかに事業を開始できる者であること。

- ・当該特定事業が、愛知県国家戦略特別区域について定められた区域方針（法第6条第1項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであること。
- ・当該特定事業が、特定事業ごとに法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

(1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号）第6条の規定に基づき、次に掲げる書類を各1部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款（法人である場合に限る。）及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成27年9月18日（金）17時までに必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進室内 愛知県区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

（電子メール）i.kokkatoc@cao.go.jp

(4) 提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の(3)提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「愛知県申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

「別記様式」は、A4サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。

- ・内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと愛知県国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該届出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、予めご了承ください。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地方創生推進室内 愛知県区域会議担当

担当：川原・後藤（潤）

（電話）03-5510-2463 （メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
農業	農業生産法人に係る農地法等の特例〔法第 18 条〕	別添 1
	農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例〔農林水産省関係共同省令〕	別添 2
医療	保険外併用療養の拡充〔検討方針 1.(3)、通知〕	別添 3

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

農林水産省関係共同省令 : 農林水産省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

検討方針 : 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)

通知 : 「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について(平成 27 年 3 月 31 日付、医政発 0331 第 16 号、薬食発 0331 第 3 号、保発 0331 第 5 号)

※ 別添 1～3 の各シートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、一般に、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。

(別添 1)

農業生産法人に係る農地法等の特例（農業法人経営多角化等促進事業）

〔法第 18 条関係〕

【要件】

- ①農業経営の多角化及び高度化を図るため、国家戦略特別区域において農業を行う法第 18 条第 1 項に規定する特例農業法人を設立し、又は既存の法人を同項に規定する特例法人としようとするものであること。
- ②①の法人が法第 18 条第 1 項各号の要件の全てを満たすと見込まれるものであること。
- ③実施時期については、平成 27 年度末までに、特例農業法人が、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を受ける予定であること。

(別添 2)

農家レストランに係る農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例（地域農畜産物利用促進事業）

〔農林水産省関係共同省令関係〕

【要件】

- ①当該事業の対象施設が国家戦略特別区域内の農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において同法第 3 条第 4 号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に設置しようとするものであること。
- ②多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供しようとするものであること。
- ③耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する予定のものであること。
- ④実施時期については、平成 28 年度末までの事業開始を予定していること。

(別添3)

保険外併用療養の拡充

〔検討方針1.(3)、通知〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある保健医療機関であること。
- ②臨床研究中核病院、臨床研究品質確保体制整備病院又は早期・探索的臨床試験拠点である病院と同水準以上と認められる臨床研究実施体制を有する保険医療機関であること。
- ③米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術を行おうとする保険医療機関であること。